

名古屋市子ども会運営ナビ バナー広告募集要領

第1 広告媒体

(1) 名称

名古屋市子ども会運営ナビ

URL: <https://kodomokai-navi.city.nagoya.jp/>

(2) 広告媒体の概要

名古屋市子ども会運営ナビは、子ども会の運営に携わる保護者の負担を軽減するため、各子ども会の活動事例や運営に関する実践例などの情報を集め、発信できる環境を整えるとともに、子ども会を支援する団体や支援情報を掲載し、子ども会役員が運営に必要な情報やサービスに簡単かつ迅速にアクセスできるようにするための子ども会の運営情報に特化したウェブサイトである。

第2 募集する広告

(1) 広告掲載ページ・位置

名古屋市子ども会運営ナビのトップページの下部

(2) 枠数

8 枠

※同一の内容または同一のリンク先の広告については、複数枠の掲載の申込をすることができません。

※ 8 枠中の掲載位置の指定はできません。

(3) 広告掲載料（月額）

1 枠当たり 5,000 円（税込）

(4) バナー画像規格

ア サイズ…縦 240 ピクセル × 横 480 ピクセル

イ 画像形式…JPEG

ウ データ容量…500KB 以下

※画像は、広告掲載希望者の責任と負担において作成してください。

※画像作成にあたっては、「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を遵守してください。

※バナー広告には、広告主のウェブサイトへのリンクをはることができます。

(5) 掲載期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで

※システムの保守等によるサービス停止により掲載ページの閲覧ができないことがあります。（年に数回、1 回当たり半日程度の予定）

※月単位でご希望の月数の申込ができます。

※掲載月により、掲載期間が異なります。詳細は、「名古屋市子ども会運営ナビ バナー広告掲載日程表」を参照ください。

(6) 広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市子ども青少年局広告掲載要領」（以下「局要領」という。）の条件を満たすものとします。

なお、局要領第 3 条に該当するものは掲載できません。バナー広告の画像だけでなく、リンク先のウェブページの内容が局要領第 3 条に該当する場合も掲載できません。

(7) 掲載における注意事項

各月の掲載開始日は、原則 1 日となります。また、掲載終了日の翌日に掲載終了作業を行います。

※詳細は、「名古屋市子ども会運営ナビ バナー広告掲載日程表」をご参照ください。

第 3 募集対象

広告の掲載を希望する事業者等を対象とします（広告代理業者を含む。）。

第 4 申込

(1) 申込方法

名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書（名古屋市子ども青少年局広告掲載要領・様式第 1 号）に必要事項を記入しバナー広告原稿を添付の上、下記の申込先まで持参、郵送または電子メールで送付してください。ただし、持参、郵送の場合、バナー広告原稿（画像データ）については電子メールでも送付してください。

【提出物】

- ・名古屋市子ども青少年局広告掲載申込書兼見積書
- ・バナー広告原稿（画像データ）

※審査にあたり、他に資料の提出を求められることがあります（法人の登記簿謄本、納税証明書など）。

【申込先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

電話番号：052-972-2521

電子メールアドレス：a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

(2) 申込締切

「名古屋市子ども会運営ナビ バナー広告掲載申込締切日一覧」のとおり、申込締切日を設けます。

※各締切日後に広告の選定を行い、空き枠がなくなり次第募集を終了します。

第5 広告の選定方法及び掲載手続き

(1) 選定方法

内容審査の上、掲載の可否を決定します。募集枠数を超える申込があった場合は、掲載希望月の多いものを優先します。これによってもなお募集枠数を超えるときは、抽選により決定します。

(2) 掲載手続き

ア 広告掲載決定の通知をします(名古屋市子ども青少年局広告掲載要領・様式第2号)。

※審査又は抽選の結果、非掲載となった応募者に対してもその旨を通知します。

イ 掲載開始月の前月28日(土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日)までに本市の発行する納入通知書により、広告掲載料を納付していただきます。

ウ 広告掲載開始は、掲載の可否が決定した翌月からとします。

※広告掲載料の納付が確認されない場合は、掲載が遅れることがあります。

エ 広告審査会に提出し、掲載可となった広告の画像データをバナー広告として掲載します。

第6 その他

(1) バナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容がこの要領及び局要領に違反していると認められる場合は、期限を定めて内容改善を求めます。

(2) 下記のいずれかに該当する場合は、広告掲載を一時的に停止すること又は契約を解除することがあります。

ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合

イ 指定した期日までにバナー広告の画像及びリンク先ウェブページの内容改善が行われない場合

ウ 広告掲載決定後に、局要領第3条に該当することとなった場合

エ その他、広告掲載が不相当であると判断したとき

ただし、広告掲載を一時的に停止または契約を解除した場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(3) 広告掲載決定の通知を受けたもの(以下「広告主」といいます。)は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができます。ただし、広告掲載を取り下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

(4) 広告主の責に帰さない理由により、1月を超える期間連続して本市が広告を掲載できなかった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還します。ただし、返還する広告掲載料には利息は付しません。

(5) 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を停止した日から起算して1月を越えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの広告掲載料の合計額とします。

- (6) 前項の場合の広告掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が 24 時間連続した場合をいうものとします。
- (7) (4) に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載料の返還は行いません。
- ア 機器等の保守または工事を行う場合
 - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
 - ウ その他公益上やむを得ない場合
- (8) 広告主の責に帰さない理由により、本市が広告を掲載できなかった期間が 1 月以下であるときは、広告を掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長します。
- ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行いません。
- (9) 前項に該当する場合でも、下記のいずれかの理由によるものである場合は、掲載の延長は行いません。
- ア 機器等の保守または工事を行う場合
 - イ 天災地変その他の非常事態が発生した場合
 - ウ その他公益上やむを得ない場合
- (10) 掲載中のバナー広告の画像及びリンク先、リンク先ウェブページの内容を変更する場合は、審査を受ける必要があります。変更を希望される場合は、掲載希望月の前々月 20 日（土曜・日曜・祝休日の場合は、直後の平日）までに本市に届出し、その指示に従ってください。なお、変更は原則月単位で行うこととします。
- (11) 広告主は、広告の内容等掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。
- (12) その他、広告掲載に関しては本市職員の指示に従ってください。

【お問合せ先】

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

電話番号：052-972-2521

ファックス番号：052-972-4439

電子メールアドレス：a3258@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp